

4月

平成25年

2013.04 No.208

広報あち

◎ 主な内容

- ・ 国民健康保険の財政が危機的状況です
- ・ 行政相談員のご紹介
- ・ 阿智村消防団平成25年度幹部体制
- ・ 平成25年度農作業標準労賃・機械作業料金表
- ・ 村の健診を受けましょう
- ・ 保育サポート事業「おひさま」

あふち保育園 入園式

私たちの村 (4/1現在)
人口 ……6,800人
男 ……3,283人
女 ……3,517人
世帯 ……2,371戸

●阿智村のホームページ <http://www.vill.achi.nagano.jp/>

国民健康保険の財政が危機的状況です

国民健康保険制度とは

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心して医療機関にかかることができる医療保障制度です。

国民健康保険の財政は加入者の皆さんの国民健康保険税と村、県及び国の補助金や負担金等を財源として運営しています。

安心な医療制度を守ろう

国民健康保険制度は、加入者の皆さんの助け合いによる医療保障制度ですが、このままでは制度の存続に赤信号がともりかねない状況です。

国民健康保険の財源確保を図るため、平成24年度に所得割の税率改正を行いました。決算見込みでの収支は約4,375万円の基金取り崩しが必要となりました。

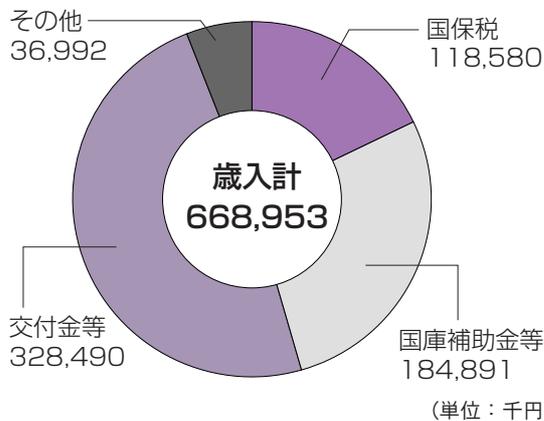
この要因は高齢化の一層の進展、生活習慣病の増加や医療技術の高度化等により、年々伸び続ける医療費と長引く景気の低迷による国民健康保険税収入の伸び悩みが主な原因です。

そこで、今回、原因について探り、私達ができることを考えたいと思います。

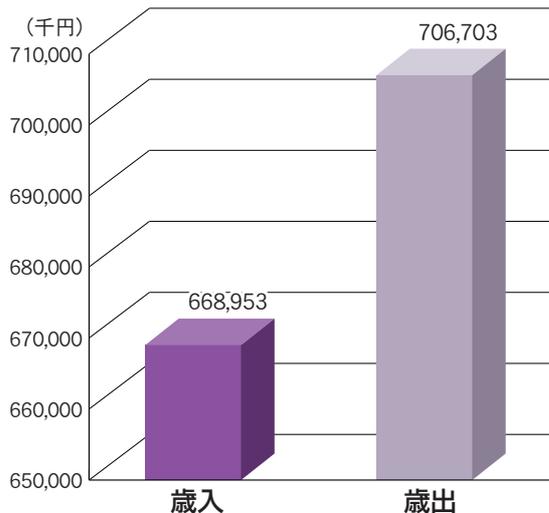
原因1 伸びる医療費

村の医療費は近年高い水準をたどっています。平成23年度の医療給付費は約3億9,116万円、平成24年度は約4億6,546万円の見込みで前年比119%となっています。

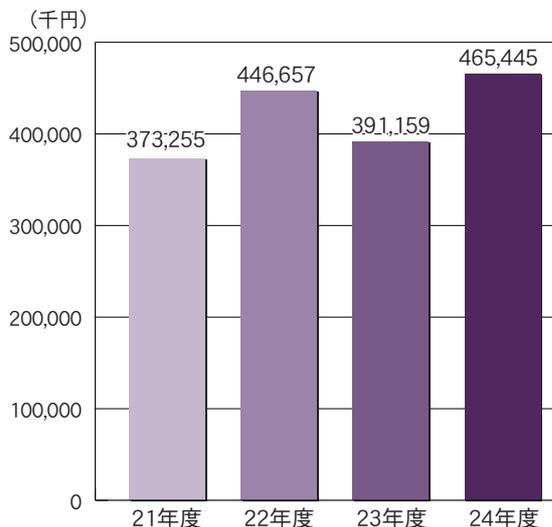
病気やケガを治療することは大変重要です。しかし、疾病の早期発見、早期治療に心がけていただき、重病化を招かないようにすることが医療費の抑制につながります。皆さんのちょっとした心がけで医療費を節約することができます。安定的な国民健康保険のために、ご協力をお願いします。



平成24年度 国民健康保険財政



医療給付費の状況

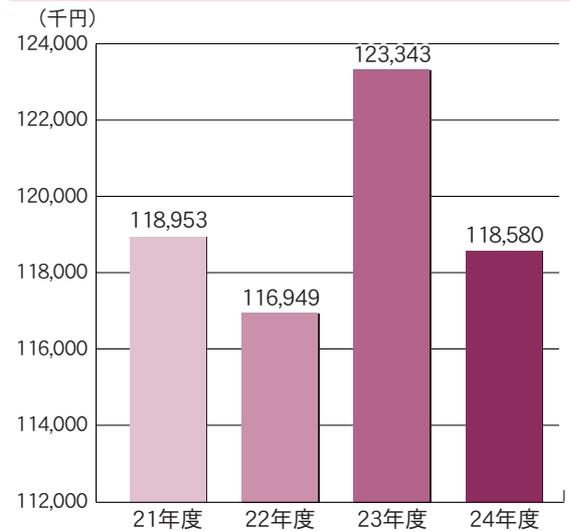


原因2 低迷する国民健康保険税

国民健康保険加入者の皆さんの医療費の約2割は国民健康保険税により賄われています。

平成24年度に課税所得が下がったことによる影響分の補てんとして、医療給付費分の所得割について0.56%税率を引き上げることになりましたが、医療費の伸び率の推移から考えると厳しい状況が進行しています。また、国民健康保険税の収納率は約93%で推移しており、国民健康保険税の収納率向上には、加入者皆様のご理解、ご協力が必要です。

国民健康保険税の収納状況



基金もあとわずか…

国民健康保険財政の赤字を補てんするために、現在は国民健康保険特別会計の貯金である「阿智村国民健康保険財政調整基金」を取り崩しながらしのいでいました。この基金も平成21年度末現在額は約1億5,000万円でしたが、平成23年度に約1,600万円、平成24年度では、約4,375万円を取り崩し、国民健康保険特別会計に繰り入れなければならない見込みです。

さらに平成25年度当初予算額では約5,033万円を取り崩す見込みで、平成25年度末の見込みでは同基金は約4,100万円にまで減少することが予想されます。

阿智村国民健康保険財政調整基金の状況

(単位：千円)

年度	前年度末現在	積立額	取崩額	年度末現在額
21	180,282	508	30,638	150,152
22	150,152	348	0	150,500
23	150,500	226	16,036	134,690
24見込	134,690	481	43,749	91,422
25見込	91,422	297	50,332	41,387

今後も医療費はこれまで同様に増え、税収は大きく伸びないことが予想されます。もちろん、村として国民健康保険税収納率の向上に最大限の努力を行っていきませんが、それでも現在の収入額では、平成26年度以降は取り崩すべき基金がなくなり、年度途中での医療費の増加に対応できなくなることが予想されます。村ではこの状況を重く受け止め、国民健康保険財政の安定化を図るため、平成26年度を見据えた国民健康保険財政について税率の引き上げを含めて検討します。

行政相談委員に

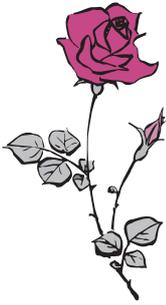
櫻井 泉さん
佐々木重義さん
熊谷 裕子さん

行政相談委員として活躍されている櫻井泉さん（清内路）、佐々木重義さん（浪合）が、この度引き続き、総務大臣から委嘱されました。また新たに行政相談委員として熊谷裕子さん（春日）が、総務大臣から委嘱されました。

「行政相談」とは、皆さんから、国や、独立行政法人及び特殊法人が行っている仕事に関する苦情や意見・要望をお聴きしてその解決や実現を図るものです。この身近な窓口が行政相談委員です。

行政相談委員は、毎年春と秋に開催される相談日のほか、自宅でも皆さんの相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で秘密は固く守られます。



櫻井 泉さん

住所 阿智村清内路

電話 四六一二七五七

三三〇一



佐々木重義さん

住所 阿智村浪合三三二

電話 四七一二四二二



熊谷 裕子さん

住所 阿智村春日二二三八

電話 四三一三二〇〇



人事異動

平成二十五年四月一日

村職員等（ ）内は旧任

【総務課】

- ▽企画調整幹 折竹 博・長野県派遣
- ▽長野県市町村課派遣 熊谷 宏
- （出納室）
- ▽岩嶋 遼（地域経営課）
- ▽小松史香（新規採用）

【民生課】

- ▽兼ねて住民係長 課長 近藤明人
- ▽兼ねて自立生活支援センター係長 塩澤英明（福祉係長）
- ▽保健係長 千葉 直（ふるさと整備課）
- ▽健康増進係長事務取扱 井原成城
- ▽原 江利子（地域経営課清内路振興室）
- ▽保健師 山本昌江（四月二日付新規採用）

【ふるさと整備課】

- ▽管理栄養士 折山智子（新規採用）
- ▽上下水道係長兼務を免ずる 課長 今久留主厚志
- ▽管理建設係長 實原信夫（地域経営課係長事務取扱）

▽上下水道係長 井原祐次

▽酒井圭介（新規採用）

▽稲垣一哉（新規採用）

【地域経営課】

- ▽経営企画係長兼阿智開発公社派遣 井原清登（商工観光政策係長）
- ▽商工観光政策係長兼環境政策係長 熊谷修一（教育委員会総務係長兼学校教育係長）
- ▽定住促進係長 大下修身（定住促進係長事務取扱）
- ▽係長兼阿智村観光協会派遣 菱田直樹（ふるさと整備課管理建設係長事務取扱）
- ▽浪合振興室係長（別荘） 塩澤 満（民生課保健係長）
- ▽清内路振興室長 原 恵子（民生課自立生活支援センター係長兼健康増進係長）
- ▽清内路振興室 山田正人（総務課）
- ▽河合一成（新規採用）
- ▽大嶋大地（新規採用）

【出納室】

- ▽徴収係長 水野利彦（議会事務局）
- ▽原 崇久（新規採用）

【保育園】

- ▽徴収係 山口智廣（臨時的任用）
- あひち保育園
- ▽主任保育士 川手かね子（浪合保

育園主任保育士)

▽熊谷早代子(臨時的任用 智里西
保育園)

▽田中悦子(臨時的任用 智里東保
育園)

●伍和保育園

▽熊谷真里(あふち保育園)

▽石山 歩(新規採用)

●智里東保育園

▽主任保育士 勝野あゆみ(あふち
保育園主任保育士)

▽原 きみえ(臨時的任用 あふち
保育園)

●智里西保育園

▽櫻井美津恵(臨時的任用 清内路
保育園)

●浪合保育園

▽主任保育士 田中智絵(智里東保
育園主任保育士)

【教育委員会】

▽総務係長兼学校教育係長 征矢佐
賀美(民生課住民係長)

▽共同調理場係長 佐藤卓郎(公民
館係長)

▽公民館係長事務取扱 小松 剛

(公民館)

▽公民館 櫻井拓巳(新規採用)

▽学校教育係 山本博宣(臨時的任用)

▽浪合調理場 塚田千夏(臨時的任用)

【議会議務局】

▽議会議務局長 岡庭敬芳(地域経
営課付阿智開発公社派遣)

▽書記 田中清隆(総務課)

下伊那郡西部衛生施設組合

▽施設長 熊谷宰光(議会議務局長)

【退職者】(三月三十一日付)

▽山口智廣(出納室徴収係長)

▽美濃部利昭(教育委員会共同調理
場係長)

▽佐々木博司(地域経営課清内路振
興室長)

▽近藤和仁(地域経営課浪合振興室
係長)

▽佐々木千佐代(教育委員会浪合調
理場)

▽塚田菜都美(伍和保育園)

▽河合隆文(下伊那郡西部衛生施設
組合施設長)

教職員

〈転出〉 () 内は新任地

阿智第一小学校

▽田口 広幸「校長」

(浜井場小学校「校長」)

▽宮澤 咲子 (喬木第一小学校)

▽伊坪 健二 (鼎小学校)

▽木下 篤史 (伊賀良小学校)

▽今牧 涉 (根羽小学校)

▽田中 哲夫 (浜井場小学校)

▽猪切 信子 (退職)

▽大石寿美子 (丸山小学校)

阿智第一小学校

▽三澤 正彦「校長」

(塩尻市広丘小学校「校長」)

▽山極 美帆

(上田市東塩田小学校)

▽野上 越子

(鼎小学校)

▽橘 千賀子

(下條小学校)

▽関口亜紀子

(上田市依田窪南部中学校)

阿智第三小学校

▽小澤 徳夫「教頭」

(箕輪町箕輪北小学校「教頭」)

▽川上 達磨 (伊那市高遠小学校)

▽内山 文洋 (山本小学校)

浪合小学校

▽山岡 祐司「校長」

(下諏訪町下諏訪北小学校「校長」)

▽久保田康広 (丸山小学校)

▽北原 年雄 (松川中学校)

清内路小学校

▽岩崎 豊稔 (豊丘南小学校)

▽山極 正夫 (長和町和田小学校)

阿智中学校

▽佐川 浩一「校長」 (定年退職)

▽竹村 信之

(南信教事務所「指導主事」)

▽山本 尚 (伊那市高遠中学校)

▽大久保 慧 (塩尻市丘中学校)

▽伊藤 正一 (高森中学校)

▽渡辺 康博 (退職)

▽平澤恵梨香 (旭ヶ丘中学校)

▽鈴木 望 (箕輪進修高等学校)

▽竹村 梨絵 (箕輪町箕輪中学校)

▽園田 浩郁 (退職)

〈転入〉 () 内は前任地

阿智第一小学校

▽橘 祐三「校長」

(箕輪町箕輪南小学校「校長」)

▽市瀬 律子 (丸山小学校)

▽久保田英貴 (上郷小学校)

▽伊藤 和也 (松本市筑摩小学校)

▽塩澤 義邦 (喬木第一小学校)

▽林 友里絵 (泰阜小学校)

▽平澤みどり (追手町小学校)

阿智第二小学校

▽増澤 正彦「校長」

(木祖村木祖小学校「教頭」)

▽伊藤 里江 (竜丘小学校)

▽杉山富貴子 (喬木第二小学校)

▽胡桃沢和美 (上久堅小学校)

阿智第三小学校

▽宮島 忍「教頭」

(伊那市西春近南小学校「教頭」)

▽大沢 和夫 (松川中央小学校)

▽高坂 久子 (伊賀良小学校)

浪合小学校

▽洞澤 佳久「校長」

(松本市岡田小学校「教頭」)

▽名取 喜彦 (千曲市戸倉小学校)

▽松岡 宏美 (新採用)

▽中島 正義 (竜東中学校)

清内路小学校

▽三村 朋子(長野市三本柳小学校)

▽長峯 一生 (初任)

阿智中学校

▽下嶋 賢二「校長」

(駒ヶ根市東中学校「校長」)

▽宮下 修 (竜東中学校)

▽松澤 歩 (飯田養護学校)

▽関島 浩志

(信州大学教育学部付属長野中学校)

▽木戸岡 学 (梓川中学校)

▽茅野健太郎 (坂城町坂城中学校)

▽南部 志保 (生坂村生坂中学校)

▽中島 和幸 (竜峡中学校)

阿智村消防団
平成二十五年 幹部体制

三月十日コミュニティ館において平成二十五年年度末総会が行われました。長年にわたり苦勞頂いた、矢澤貴弘団長他二十二名の幹部・団員が退団し、田中征秀新団長の下、新たに八名の新入団員を迎え、平成二十五年度がスタートしました。

平成二十五年四月一日現在、団員数二三八名となりました。

消防団活動は、火災を始めとする風水害などの発災時の対応はもちろん、普段からの防火や大地震に備えるの予防消防にも力を入れています。自分たちの生命、財産は自らの力で守っていくことを基本に、地域住民の責務として、対象年齢になられていいる方は、消防団に入団して頂き、一緒に活動をお願いします。

現在、女性消防団員五名も一緒に活動しており、女性消防団員の入団も大歓迎です

▼平成二十五年 幹部は次の通り。



団 長
田中征秀



副 団 長
水野修二

第1分団長	内田和寿
第2分団長	山田正人
第3分団長	田中和明
第4分団長	河合一磨
第5分団長	熊谷典彦
第6分団長	熊谷和秀
第7分団長	佐々木伸充
第8分団長	原章行
第1副分団長	原孝弘
第2副分団長	下原利男
第3副分団長	上原優太
第4副分団長	園原頼太
第5副分団長	加藤晋
第6副分団長	熊谷俊亮
第7副分団長	後藤広孝
第8副分団長	櫻井佑介
旗 手	後沢今朝樹
本部部长	原宏卓

技術部長	齋藤 稔
ラッパ部長	玉井 克彦
救護部長	中山 哲也
誘導部長	吉田 玄理

阿智村消防団員の待遇等

*身分

非常勤特別職の地方公務員となります

*報酬

年報酬及び出勤・訓練手当が支給されます

*公務災害補償

消防団活動中に負傷した場合の補償制度があります

*共済制度

公務・公務外を問わず、病気やケガで一定期間入院した場合や万が一の場合に補償が受けられる共済基金に加入します

*退職報奨金

一年以上勤務し退団した際には、退職報奨金が支給されます

*表彰制度

職務にあたって功勞、功績があった場合に表彰されます

*被服の貸与

消防活動に必要な被服が貸与されます



阿智村農業委員会では平成25年度の農作業標準労賃・機械作業料金表を下記のとおり定めましたので参考にして下さい。

なお、昨年からの変更点は、農作業労賃の単位を1時間単位へ統一しました。

また、現在、春の農作業安全確認運動（3～5月）が実施されています！

毎年、農作業中の事故により、約400人が亡くなっています。農作業をされる際には、作業中のみならず、作業前に所在を確認しておくなどの事前の準備を怠らないようにして、農作業事故を未然に防ぎましょう。

平成25年度 農作業標準労賃・機械作業料金

1. 食事は、労務者持ちとします。

【阿智村農業委員会】

2. 1日の労働時間は、実働8時間とします。

◎農作業労賃

(単位：円)

	作業別種類	単 位	賃 金	摘 要
稲作	一般作業	1時間	800	
	田植作業	1時間	800	
	防除作業	1時間	1,600	◎散布機持ち込み
畑作	一般作業	1時間	800	
果樹	せん定作業	1時間	1,600	
	花付け作業	1時間	850	
	一般作業	1時間	800	

◎機械作業料金

(単位：円)

	作業別種類	単 位	標準労賃・機械作業料金	摘 要
機械オペレーター		1時間	1,600	◎労務受託者のみ
耕起のみ		10a	8,500	◎15cm耕起を基準とする。
代かきのみ		10a	12,500	面積3アール以下のほ場については、20%増しとする。 ◎代かきはあげ代を条件とする。
田植作業		10a	10,000	
バインダー		10a	10,000	◎結束ひも付き ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
コンバイン		10a	23,000	◎補助者は委託者が手配する。 ◎倒伏田・軟弱田は20%増しとする。
ハーベスター		10a	10,500	◎面積3アール以下のほ場については、20%増しとする。
乾燥のみ		1俵	600	◎玄米 水分18%未満
			900	◎玄米 水分18%以上
もみすり		1俵	900	◎技術者付き。 ◎20俵以下は20%増しとする。
S・S防除作業		10a	3,500	◎農業は委託者持ち
草刈り作業		1時間	1,500	◎燃料・機械は委託者持ち

◎農業機械貸付け料金

(単位：円)

機 械 名	単 位	賃 金	摘 要
乗用トラクター	10a	5,000	◎耕起のみ ロータリー付き
乗用型田植機	10a	5,000	◎歩行型は半額位
バインダー	10a	5,000	
ハーベスター	10a	5,000	
乗用モア	10a	3,000	

※燃料は借受者持ちとする。

◎残苗料金

(単位：円)

	単 位	賃 金	摘 要
残 苗	1箱	600	

お問い合わせ

ふるさと整備課

農業委員会事務局

☎43-2220

内線227

広報説明会から — 質疑応答集 —

各部落で行われている広報説明会において出された質問・意見をご紹介いたします。

〔質問・意見〕 巡回バスの下中屋発、

智里東行きについて午後1時40分に出発するが、バス停で20分位待っているの、早く出発してほしい。信南交通のバスとの乗り継ぎの関係ではないかと思つたら、信南交通のバスの乗客も同様待っている。

〔回答〕 学校前13・26着の駒場線のほか、13・22阿智パーキング着の名古屋からの高速バスに接続しているため、阿智パーキングからの移動時間を考慮しています。(総務課)

〔質問・意見〕 巡回バスの浪合一駒場行きに乗せて欲しい。バス停ではないので無理と思うが、手を上げたら乗せてくれるとできないか。

〔回答〕 伍和東線及び西部コミュニティバスをご利用ください。(総務課)

〔質問・意見〕 消防団活動が大変で村外に転出してしまふ若者がいると聞いたが、消防団活動は減らしてあげることはできないのか。

〔回答〕 団員の殆どが、本業を持ちながら団活動に従事頂いています。その中で、更に効率的に行えるものがあれば改善していきたいと考えています。また、団員の負担軽減のため、それぞれ地域内でご協力頂けることや、ご提案があれば是非お願いします。(総務課)

〔質問・意見〕 脳ドックの補助であるが、受給する方法を教えてください。
〔回答〕 以下の持ち物を持って、役場民生課窓口で手続きをお願いします。【持ち物】保険証・領収書・印鑑・健診結果・通帳など振込先わかる物(民生課)

〔質問・意見〕 空間放射線測定器があるということだが、村内の状況を測定した結果を公表してほしい。

〔回答〕 広報あち(平成25年4月号)でお知らせします。(地域経営課)

〔質問・意見〕 村営住宅の空き状況は事前に地元自治会に情報提供してほしい。また、防災無線でも流して欲しい。

〔回答〕 村営住宅が空いた場合には、広報で募集のお知らせをいたします。必要であれば、事前にお知らせをします。(地域経営課)

〔質問・意見〕 K O A 阿智工場のあと利用は、村で利用予定などあるのか。

〔回答〕 K O A 阿智工場の用地は借地で、地権者の方もおられます。現在、具体的な計画はありません。(地域経営課)

〔質問・意見〕 智里東保育所から中平方面への村道やその周辺は、中山の立木成長のため日照不足で、冬は特に凍結防止剤を散布してくれても溶けず危険な状態が続く。村で間伐や伐採等の手助けをしてほしい。自治会からも要望していくが、山の土をどこかに埋め立て用にして山を無

くすなども考えられないか。

〔回答〕 森林整備の中で実施するようであれば森林組合で申請手続きができます。所有者の了承が得られていることが前提ですが、他事業で伐採のできるものがありましたら随時相談したいと思います。(ふるさと整備課)

〔質問・意見〕 空き家の調査をしたところ、壊さないと危険な家屋がある。壊すと土地の税金が上がると聞か、上がらないように出来ないか。
〔回答〕 税制上では、住宅の敷地になつている土地(住宅用地)は、現在税負担を特に軽減する特例措置が適用されていますが、住宅が存在しないと住宅の敷地とはいえずこの特例措置が受けられないということになります。但し、既存の家屋に代えてこれらの家屋が建設中であるなど引き続き住宅用地として使用されると認められる土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱います。個々にそれぞれの状況があると思われしますので詳しくは税務係にお問い合わせください。(出納室)

村の健診を受けましょう

村民の皆さん、健康診断を受けていますか？
 体重のこと、血圧のこと、血液のこと… 健診は自分の体を数字で見ることのできる大切な機会です。
 去年の自分と今の自分を比較してみませんか。
 そこから5年後、10年後の自分が見えてきます。

◆村の健診の対象となる方

	国保の方	国保以外の方	自己負担	村補助	申込方法
39歳以下	○	○	1,000円	4,775円	5月文書配布をご確認下さい。
75歳以上	○	○	無 料	5,300円	
40～74歳	○	×	1,000円	5,615円	6月配布予定

39歳以下の方

会社等で健診を受ける機会がありますか？
 保険の種類関係なく受けられます。
 この機会にぜひ受けましょう。

国民健康保険以外の方

加入されている社会保険等から健診の案内が届きますので、案内に従って受診しましょう。
 村の健診を受診されたい方は保健師までご相談下さい。

75歳以上の方

かかりつけの病院はありますか？
 希望される方は村の健診も受けられます。

◆健診日程◆

8月1日(木) 伍和公民館
 8月2日(金) 智里東公民館／智里西公民館
 8月5日(月) 浪合コアホール
 8月6日(火) 清内路公民館
 8月7日(水) 保健センター
 8月8日(木) 保健センター
 9月4日(水) 保健センター
 9月8日(日) 保健センター

◆健診内容◆

身長、体重、腹囲、血圧測定、眼底検査、
 血液検査
 (血糖値、中性脂肪、コレステロール、
 肝機能、腎機能など)

今年も各地区・各部落を保健師が巡回し、「健康全員常会」を開催します。

- ◆内 容 【健診を受けて、未来の自分をイメージしよう！ ～今なら間に合う、まだ間に合う～】
- ◆日 程 4月下旬～5月 詳しい日程は随時お知らせします。

～国民健康保険に加入されている方へ補助があります～

①人間ドック受診者に補助があります。

【交付内容】 検査料の7割相当額まで、上限は3万円です。(任意で追加された検査料は除きます)

②病院での個別健診を1,000円で受診できます。

【交付内容】 病院の窓口にて2,500円お支払いいただき、申請により1,500円補助します。

【①②申請時持ち物】 保険証、領収書、印鑑、健診結果表、通帳など振込先のわかる物

※国保の方への特定健診受診券は6月発行を予定しています。6月以前に個別で受診・人間ドックを予定されている方は、保健師までご連絡下さい。

がん検診を受けましょう

がん検診は
該当年齢の方
どなたでも
受けられます

がん検診申込を受け付けています。役場保健師までお申込み下さい。
定期的に検診を受けることで、がんを早く発見でき、早く治療していくことができます。

胃検診・大腸がん検診 (30歳～)

昭和58年までに生まれた方

- 6月19日 (水) 伍和公民館
- 6月20日 (木) 智里東公民館
- 6月21日 (金) 智里西公民館
- 6月24日 (月) 浪合コアホール
- 6月25日 (火) 清内路公民館
- 6月26日 (水) 保健センター
- 6月27日 (木) 保健センター
- 6月28日 (金) 保健センター

☆胃検診：バリウムを飲んで胃の状態をみます
自己負担 1,500円 (村補助2,490円)

☆大腸がん検診：便をとって検査します
自己負担 500円 (村補助970円)

✿がん検診を受ける目安✿

- 胃がん・大腸がん… →40歳を過ぎたら1年に1回
- 前立腺がん…………… →50歳を過ぎたら1年に1回
- 子宮がん…………… →20歳を過ぎたら2年に1回
- 乳がん…………… →40歳を過ぎたら2年に1回

前立腺がん検診 (50歳～)

- ★前立腺がんは血液検査で調べます。
そのため村の健診とあわせて実施します。
村の健診日程をご確認下さい。
- ※尿の出が悪い等の自覚症状のある方は、医療機関で受診してください。
- 自己負担 600円 (村補助1,290円)
(昨年受診されていない方は無料)

乳がん・子宮頸がんを受診される方へのお知らせ

特定の年齢の方々に対して、検診費用が無料になるクーポン券を配布しています。
この機会にぜひ受診しましょう。クーポン対象者以外の方には自己負担をお願いします。

子宮がん検診 (20歳～75歳)

平成5年4月1日までに生まれた方

- 7月11日 (木) 保健センター
- 7月12日 (金) 伍和公民館
- 7月22日 (月) 智里東公民館
- 7月23日 (火) 浪合コアホール
- 7月24日 (水) 清内路公民館
- 7月25日 (木) 保健センター
- 7月26日 (金) 保健センター

☆検診車による子宮頸がんの検査です。
自己負担 1,000円 (村補助2,150円)

乳がん検診

◇マンモグラフィー検査 (40～75歳 隔年) 隔年受診です

- 昨年受診された方は受診できません。
- 7月29日 (月) 保健センター
- 7月30日 (火) 保健センター
- ☆レントゲンによる乳がんの検査です。
- 自己負担 2,000円 (村補助4,300円)

◇超音波検査 (20歳～39歳)

昭和48年4月2日～平成5年4月1日生まれ

- 25年1月22・23・24日 保健センター
- ★乳腺が発達している若い女性に適した検査です
- 自己負担 1,000円 (村補助2,675円)

結核検診（65歳以上）

昭和24年3月31日までに生まれた方

6月3日（月）～7日（金） 村内各カ所を巡回します

詳しい日程は「お知らせ版広報あち 5月号」をご覧ください。

☆65歳以上の方は、年に一回は結核検診を受けるよう法律で定められています。
※病院等で6ヶ月以内に胸部レントゲン検査を受けられた方は、今回受診の必要はありません。
※結核検診では自己負担はありません。検診費用1,785円は村が全額補助します。

75歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種の補助が始まります

- 対象者 阿智村に住所がある75歳以上の方
- 期間 平成25年5月7日から平成25年10月31日まで
- 補助内容 浪合診療所・伍和診療所・橋上医院・飯田病院阿智診療所のいずれかに直接予約し、役場にて問診票を受けとってください。

注意 肺炎球菌ワクチンを5年以内に接種された方は受けられません

※詳しくは、役場 保健師までお問い合わせください ☎43-2220

管理栄養士から お知らせ

村では、食に関するいろいろな教室を開催します。
その一部を紹介します。
詳細は役場管理栄養士までお問い合わせください♪

ひよっこ学級(離乳食教室)

- ・5, 6か月頃から離乳食完了の子どもを持つ親子対象
- ・毎月開催
- ・親の食事を作りながら離乳食を作ります。



こっこクラブ(幼児食教室)

- ・1～2歳児を持つ親子対象
- ・毎月開催
- ・幼児食って?! 子どもの食に対する疑問や食品表示など気になる情報についてもお話します。



食の講座

- ・成人対象
- ・年4回
(6. 10. 11. 2月)
- ・6月は、8月の特定健診において、健診を楽しみにできる講座、10月はバランス食とは? バイキングメニュー、11月はおいしく減塩するコツ、2月は野菜の働きについての内容で行う予定です。



おおむね65歳以上のお一人暮らし・高齢者のみの世帯等で、食事作りが困難、栄養改善の必要がある等の特別な事情がある方



配食サービス

栄養バランスのよいお弁当をお届けします。
利用料：1食 300円

おおむね65歳以上のお一人暮らしの方



安心コール

ボランティアが、元気でお過ごし様子を確認するお電話をします。

おおむね65歳以上のお一人暮らし・高齢者のみの世帯等で、体調が気がかりな方
ときどき声をかけてほしい方 等



こんにちは訪問

ヘルパーが自宅を訪問して、体調など変わりがないかお声かけします。

話し相手がいなくて寂しい方
忘れる事が多くなったと感じる方
等



おはなしボランティア派遣

おはなしボランティア「ふくみみ」のメンバーが自宅を訪問して、ゆっくり話をお聞きます。
利用料：1回 100円（約1時間）

足腰が弱くなったと感じる方
歩いて出かけるのが大変な方
もの忘れが気になりだした方
話し相手がほしい方 等



おたっしゃかい

午前中は体操や栄養の話、機能訓練。皆でお昼を食べた後は、レクリエーションをして過ごします。
場所：浪合、清内路、伍和、中関
利用料：500円（半日 100円）
昼食、送迎つき

転びやすくなった、体の動きが悪くなったと感じる方
家での日常生活動作でアドバイスのほしい方 等



リハビリ教室

- ・集団や個別のリハビリをします。
（半日、送迎つき） 利用料：100円
- ・自宅を訪問して、転倒を防ぐためのアドバイスをします

希望される方は、阿智村自立生活支援センター（45-1140）へご相談ください。

保育サポート事業「おひさま」

保育サポート事業「おひさま」とは子育て支援の一環として、子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人が会員となって行う援助活動を村が支援する事業です。

会員とは？

依頼会員：子育ての応援をしてほしい人

登録制で登録料300円を初回に支払う

提供会員：子育ての応援をしたい人（保育サポーター）

村で行う養成講座を受講した人、又は保育士等の資格を持ち登録した人

援助の対象は？

生後3か月頃から12歳頃まで

援助を受ける場所は？

- ①依頼会員の自宅
- ②提供会員の自宅
- ③保健センターなど公共の場所

援助の内容は？

- ①保育園・小学校などへの送迎や、保育所、小学校終了後の預かり
- ②保育所、学校等の休日などの預かり
- ③その他保護者が必要とする時

料金は？（子供1人）

平日（7:00～19:00）	1時間	600円
平日以外（7:00～19:00）	1時間	700円
病気、病後児	1時間	700円

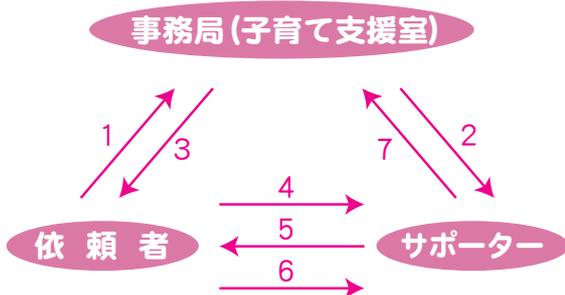
サポーター紹介

佐々木静子（下西）	塚田理貴（砂田）	玉置多希子（備中原）	田中留美子（中平）
原美登利（中関下）	原雅子（砂田）	太田良子（大鹿）	小松みな子（伏谷）
白澤聡子（中関下）	宮嶋光子（馬場）	市川佐代子（洞）	大藪英美子（園原）
林恵美里（七久里）	佐々木よう子（木戸脇）	千葉千栄（東栗矢）	山口めぐみ（恩田）
齋藤佐知子（中関下）	塚田愛子（砂田）	酒井礼子（洞）	山口さつき（宮の原）
久保田ルミ子（中関上）	玉井かづよ（砂田）	佐々木ゆり子（丸山）	櫻井紀子（清水）
増井篤子（知久保）	田中康代（下郷）	原由季子（原の平）	野村和子（登）

以上、28名が応援します。

援助が必要となった時（手続き）

*事務局（子育て支援室 ☎45-1232）へ事前に会員登録が必要です（登録料300円）



- 1、援助を受けたい日、時間を連絡する。
- 2、事務局がサポーターに依頼する
- 3、事務局から依頼会員にサポーターを紹介する
- 4、依頼会員からサポーターに連絡を取り、打ち合わせをする
- 5、援助を受ける
- 6、依頼会員が料金を支払う
- 7、サポーターは実施報告書を事務局へ提出

お問い合わせ 子育て支援室 ☎45-1231

阿智高だより



「阿智高校は学校生活三年間に責任を持ちます。」

阿智村の皆様、こんにちは。いかがお過ごしでしょうか。阿智高校でも春の訪れと共に、明るく、元気で、エネルギーに満ちあふれた95名の新入生が入学して来てくれました。8月から神坂学習塾がスタートします。サテライト講座、7時間目授業と併せて学力の向上を推進してまいります。クラブ活動では新入生は全員クラブ加入となっております。私ども教職員一同、生徒の成長のために、引き続き全力をあげて教育活動に専念してまいりますので、何卒よろしくお願いたします。

～神坂学習塾～ 【目標】大学進学と、地域社会に貢献できるリーダーの育成を目指します。

- (1) 開設期間 通年
- (2) 開講時間 午後5時～午後8時
- (3) 開講教科 国語・数学・英語3教科
- (4) 講師 常勤講師1名(教科指導及び学習コーディネイト)
学習ボランティア(外部希望者)



平成25年度 入学式 (4月4日) 入学許可に続いて学校長式辞、来賓祝辞、新担任発表がありました。

【1学年担任紹介】

チームワークの良い担任団です

A組 川住賢太
B組 佐藤 亘
C組 原 伸樹



黒柳学校長 式辞

『大いに学び 堂々と生きよ』



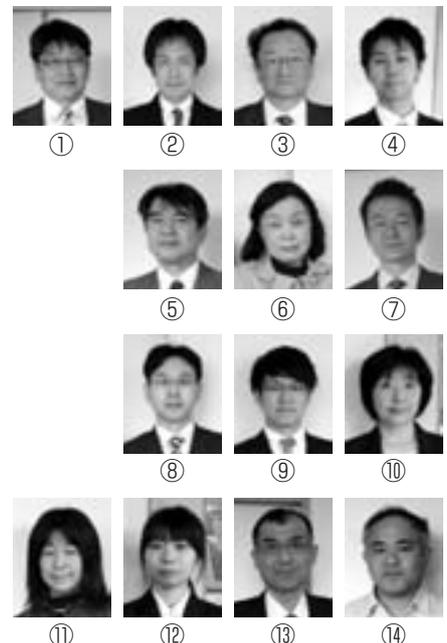
生徒宣誓

松原雪子さん(阿智中学出身)



新任職員紹介 (4月よりお世話になっている職員です。よろしくお願いたします。)

教頭		佐藤純也 ① (長野県体育協会)
国語	教諭	柴 直人 ② (新採・箕輪中学校)
	非常勤講師	熊谷豊治 ③ (H19飯田風越高校)
数学	教諭	湯川 紳 ④ (新採・金沢大学大学院)
理科	教諭	宮下宗也 ⑤ (大町高校)
	実担任教諭	南嶋美千子⑥ (下伊那農業高校)
保健体育	教諭	宮崎洋介 ⑦ (新採・野沢南高校定時制)
英語	教諭	下井一志 ⑧ (飯田風越高校)
	教諭	木下健太 ⑨ (新採・東京学芸大学大学院)
家庭	常勤講師	笹みどり ⑩ (飯田長姫高校)
	非常勤講師	竹内俊子 ⑪ (継続)
商業情報	非常勤講師	飯山静香 ⑫ (専修大学)
行政	事務長補佐	壬生 浩 ⑬ (飯田高校事務長補佐)
	主任	牧野潔司 ⑭ (飯田工業高校主任)



村内公共施設等での放射線の簡易測定状況について

村内の公共施設等で空間放射線測定器（簡易測定器）を用いて測定した結果をお知らせします。
放射線量は、測定場所の状況や気象条件などによって変化します。今後も継続して測定を行います。

場 所	測定日	測定値 (mSv)
阿智村役場	3/13	0.065
中央公民館	3/13	0.063
第一小学校	3/13	0.058
あふち保育園	3/14	0.064
上中関区自治会館	3/14	0.068
第二小学校	3/13	0.063
伍和保育園	3/13	0.061
阿智中学校	3/13	0.070
運動公園わい・Wai	3/13	0.062
伍和公民館	3/13	0.055
第三小学校	3/12	0.069
智里東保育園	3/12	0.070
智里東公民館	3/12	0.075

場 所	測定日	測定値 (mSv)
昼神温泉朝市広場	3/12	0.101
智里西保育園	3/13	0.078
智里西林業拠点施設	3/13	0.061
はゞき木館	3/13	0.049
浪合振興室	3/12	0.083
浪合小学校・保育園	3/12	0.082
治部坂高原	3/12	0.075
もみじ平	3/12	0.079
清内路振興室	3/13	0.065
清内路小学校・保育園	3/13	0.083
清内路健康の森	3/13	0.065
ふるさと村自然園	3/13	0.064

※空間放射線測定器（簡易測定器）は貸出を行っています。

利用をご希望の方は、地域経営課 環境政策係（☎43-2220 内線232）までご連絡ください。

4月から子育て支援センターに臨床心理士が来ます

週2～3日、子育て支援センターに臨床心理士が在席するようになりました。毎月ある乳幼児健診や育児相談の他にも子育てのこと、発達のことなど様々な相談に応じてもらえるようになります。臨床心理士が在席している日をあらかじめ子育てカレンダーでお知らせします。ご利用下さい。

お問い合わせ・申込み 子育て支援室 45-1232 / 保健師 43-2220 (内線 228・229)

—臨床心理士とは—

子どもの発達や心の成長について専門的な知識を持っています。子どもさんの気持ちに寄り添い、お母さん方の思いを聞いてアドバイスしてくれます。

夜、ちっとも寝ないの
夜泣きがひどくて…

言葉が遅いような気がする
するんだけど…

怒ってばかり…
だいじょうぶかしら

こんなこと相談して下さい。



今年もチャレンジゆう

年 金太郎



あぜみち

国立社会保障・人口問題研究所は、二〇四〇年の人口推計を発表した。これによると全国で二千万人減少し、阿智村では四七八九人になり、三十二％減少するということだ。何もしないと国全体の人口減少を上回る率で少なくなっていく。当然人のいない集落もできてしまう。

今年の桜の開花は例年より早い。先人が植えてくれた桜が村中で咲きほこっている。後に住むであろう私達の為に植えてくれたものである。私達は今、後世の住民の為に何を残すことができるのか、人口推計を見て考えている。

(一)

二十五年三月 定例議会

村長あいさつ

【はじめに】

この冬は例年にも増して冷え込みが厳しく降雪も多くありました。スキー場においては雪つくり費用が減少するというプラス面もありましたが、住民のみなさんにおかれては灯油高の中、暖房費がかさんでいるものと思います。村におきましても除雪費が予定をオーバーし追加しなくてはならない状況であります。昨年十二月十六日の衆議院選挙において自民党が圧勝し安倍内閣が誕生しました。緊急経済対策を盛り込んだ十三兆円の補正予算も国会を通過し、これから審議される二十五年度の一般会計予算九十二兆円を合わせると百兆円を越す大型予算がスタートいたします。これらの経済対策が我々地方の経済を潤すものなることを期待するものであります。

住民のみなさんにご協力いただいた国民健康保険健特定健診の受診率が目標の六十五パーセントに達しました。しかし、消防団員検診では、若くから生活習慣病予備軍が多いことが判明しました。さらに健康に関心を持って住民の皆さんとともに取り組みを強めていきたいと考えます。

【第五次総合計画について】

前期計画は、平成二十年を初年度に二十四年度までの五年間でありました。総合計画の項目に沿ってこの五年間の実績と課題を挙げてみますと、

総体的な計画である『全村博物館構想の推進』では、村内各地に「熱中人会」ができ、旧街道ウォーキングや阿智学会の設立等が進みましたが、取り組みはまだ一部の住民のみなさんとどまっております。理解を深め、多くの住民のみなさんがともに活動に参加してもらう手だてを講じる必要があります。

『教育、文化の向上』では、子育て支援の充実においては、子育て支援員設置、学童保育の全小学校開設等を進めました。又保育料の軽減、医療費無料化等子育て負担の軽減を拡充しました。

学校教育では、学力向上のための

村費講師の配置等を行ってきました。

学校施設では、統合中学校の建設、各小学校の耐震工事を行ってきました。

子育て環境の変化の中で、高い虫歯保有率にみられるように、家庭教育支援をはじめ一層の子育て支援が必要になっております。

社会教育では、地区公民館での地域課題学習が進んだところがありますが、国づくり、地域づくりの主体者になるための系統的な学習や講座がさらに必要になります。

保育園については、「あふち保育園」の建設が行い、各種保育への対応が充実しましたが、未満児保育等の要望は強く更なる充実が求められるとともに、家庭との連携も課題となっております。

『福祉、保健、医療の充実』については、健康づくりの分野においては、各種検診の受診率アップを目指して取り組んできました。国保特定健診については、多くのみなさんのご努力で今年度目標の六十五%を達成できましたが、糖尿病、脳出血、ガン等の医療費の増が続いており、健康意識の向上への取り組みを強化

する必要があります。

介護保険・高齢者福祉・障害者福祉については、特別養護老人ホームの増床等施策の充実を行っていますが、介護保険料が県下二位という事に現れるように、健康度は今一歩という状況にあり介護予防の充実が求められます。

地域福祉については、社会福祉協議会に社会福祉主事設置の支援をおこなう等社会福祉協議会と共に充実に取り組んできましたが、一部地域での取り組みはありますが組織化が進んでおらず制度外の福祉サービスが求められる中で急ぐ必要があります。

医療体制の充実では、懸案の浪合診療所に常駐医師をお願いすることができました。伍和診療所においても週二日の診療が行われる等充実が図られました。

『産業の振興』については、観光業をプラットフォームにした産業の振興・観光業の振興では、コアである屋神温泉への支援、周辺観光地支援を「屋神温泉エリアサポート」「観光協会」を通して行って参りましたが、景気低迷を受けて厳しい環境下での

取り組みとなりました。これらの活動が、入込客の減少傾向を最小化させているのではと考えられます。基幹産業である観光業者の体質強化が課題であります。地元農産物の消費等他産業等の連携強化についてしっかりとした仕組みづくりが必要であります。

農業の振興・有機活用農業推進では、二十二年度より営農支援センターに代わって設立した産業振興公社によって、有機活用農業を中心に栽培の拡大、販路の拡大等が進められました。新規就農者支援により新規就農者も増えてきました。さらに生産者の拡大や後継者確保が課題となっております。

商工業の振興では、ふくまるくんカードの機器更新支援、住宅リフォーム制度の導入等を行ってきました。リーマンショックによって工場建設を見合わせていたKOA(株)が昨年新しい工場の操業を始め、また、地元野菜を使った菓子製造の「南信州菓子工房」が創業されました。今後企業誘致等を進めることが大切であります。

『生活環境の整備計画』については、環境対策では、地域エネルギーに対する研究を始めました。今後さらに具体化に向けて施策展開することが必要であります。また、景観保全では廃屋対策が課題となりました。

防災対策については、予想される大地震等に備えて避難所装備品整備を行いました。さらにきめ細かい減災対策を行う事が必要になっております。現在防災無線のデジタル化による統一を進めています。

生活基盤（道路、橋梁、河川等）、上水道・下水道の整備では、必要な整備を行ってきましたが今後も計画的な整備を行う事が求められています。

『定住人口の増加、行財政計画、協働の推進』について、若者定住・集落維持と定住対策では、この間最も重要施策として取り組んできました。婚活、空き家対策等さらに充実させていく必要があります。

住民主体の協働の村では、自治組織への支援強化をはじめ住民のみなさんが行う主体的な活動支援を進めてきました。自治会活動等の担い手

の育成、継続が課題であります。支援は今後も充実させていく事が大切であります。

行財政の健全化では、合併に伴う交付税算定替による総額維持や、特例債等により中学校建設等の大型事業を行ってきましたが財政の健全化を進めることができました。この間後年度負担を減らすための起債の繰り上げ償還を十七・六億円行い、村債の減少と基金を増額することができました。合併特例が切れる三年後を想定した財政運営が必要であります。

情報通信では、ケーブルテレビ網の全村統一を行い、自主放送の運営等研究が必要になっております。

浪合・清内路の振興では、それぞれの地区に振興協議会を設置し、行政依存から住民主体の地域づくりを進めてきました。二十四年度より智里西地区にも振興協議会を設置しました。

連携交流では、中京村人会の発足、友好町村との提携を進めました。今後も拡大していく事が必要であります。

以上前期計画の進捗等概要に触れ

てきましたが、前期の実績と課題を踏まえて後期計画づくりを進めてまいりました。第五次総合計画の村づくり目標『住民ひとり一人の人生の質を高められる、持続可能な村』は、第4次計画から引き続いての目標であり、十五年間の実績の上にもさらに効果的な施策を行うものにしてました。

本計画は、こうした状況の下でわれわれ自身がこの村の持つ価値を再認識し、それを協働の力で発展させていくことで村づくり目標を達成させていこうとするものであります。

基本計画は、
・我々住民自身がこの村の価値を認め、それを発展させていく当事者になっていくことをめざす「全村博物館構想推進計画」
・こどもの全面発達を可能にする

同時に、全ての子供にしっかりと学力をつけ、住民全てが文化やスポーツ学習を通じて、充実した人生を過ごすことができる村をめざす「教育文化の向上計画」

・誰でも安心して健康に暮らすこと

のできる村をめざす「福祉・健康・医療の充実計画」

- ・農業を基盤産業とし、観光業と製造業を基幹産業とした地域を支える強い産業の村をめざす「産業振興計画」

- ・防災減災対策を充実し、再生エネルギー自給をめざし、自然と共生する便利で安全な村をめざす「生活環境の整備計画」

- ・持続可能な、住民主体の村をめざす「定住人口の増加・行財政・協働の村づくり計画」

の6項目とそれを細分化した計画で構成されています。

前期計画になかった項目として、教育文化の向上計画に地域高校としての阿智高等学校の存続を目的とした「阿智高等学校支援」と定住人口の増加・行財政・協働の村づくり計画にリニア中央新幹線開通や三遠南信道路開通等に対応する『持続可能な村づくり』計画』の二項目を追加しました。

また今計画には基本計画六項目のほかに四Kプロジェクトを加えています。

- ・健康づくりは、住民の持つ「誰もが元気で生きていきたい」

- ・教育振興は、住民の持つ「誰でもが向上心を持って暮らしていきたい」

- ・観光の振興は、住民の持つ「誰もが他の人と交わる（交流）ことで幸せを感じたい」

- ・環境対策は、住民の持つ「豊かな自然環境の中で暮らしたい」

このプロジェクトは、個々の分野のみの充実にとどまることなく、健康と教育、観光と環境というように複数の分野と連携することや基本計画の各項目で進めるそれぞれの施策をこの分野のテーマで結ぶことで新たな事業が始められたり、新たな産業が生まれることをめざすものでもあります。

【平成二十五年度の施策概要】

二十五年度に重点的に取り組む施策としては、次のとおりであります。

(1)人口減少を最小化するための定住

施策の充実

人口増減は集落ごとに異なり、減少集落は増えており、集落維持が難

しいところが多くなっています。清内路地区に集合住宅の建設を計画しました。

(2)子育て支援の充実、学力向上支援すべての子供が豊かに育つための支援をさらに充実します。発達支援のために臨床心理士を設置します。子育て負担の軽減を引き続いて行いますが、保育園年少クラス入園、小学校入学、中学校入学時に一万円の祝い券を贈ります。

(3)農業振興の充実今年度より産業振興公社が行う後継者育成事業を支援します。

(4)観光の振興観光協会、昼神温泉エリアサポートの事業支援を充実します。村内の観光資源の発掘と活用を進めます。

(5)健康づくり、介護予防の充実保健師の増員、健康カルテの導入等健康づくりの体制を充実します。

(6)災害対策の充実防災無線のデジタル化を行います。防災倉庫の建設等施設整備や自主防災組織の活動支援を行います。

(7)自然エネルギー普及エネルギー自給を目指す活動支援

(8)安全確保中之橋の架け替えに着手するほか危険個所の解消を進めます。

(9)住民の学習や地域づくり支援の充実(10)自治会計画に基づく活動支援

を強化します。

(8)安全確保

中之橋の架け替えに着手するほか危険個所の解消を進めます。

(9)住民の学習や地域づくり支援の充実(10)自治会計画に基づく活動支援

【村内の経済状況について】

二十四年度第四四半期の村の経済の景況についてであります。製造業については、多くの事業所が十一月からの円安傾向でおおむね順調に推移している状況にあります。しかし、四月以降について悲観的な見方をしている企業もあり職種等によつてまちまちな状況も出ています。

卸・小売業については、全体的に前年度比九十三〜五パーセントであるといわれています。飲食業においても減少傾向にあるといわれています。

旅館・観光業では、昼神温泉では前年比四〜十％の減少になっているといわれています。スキー場についてはほぼ前年並みで推移しています。

建設・建築業も厳しい状況のなかなんとかしのいでいるという状況で

あります。

次に新聞紙上でご存知のことと思
います。恵那山トンネル下り線工
事のことです。恵那山トンネル
の落下事故を受けて、恵那山トン
ネル下り線の天井板除去工事をネク
スコ中日本が実施することになり、五
月の連休明けの地元と了解が取れた
時期に実施するという事になってい
ます。いずれにしても、下り線が二
十日ほど通行止めになり、観光等に
影響が出るほか、う回路として村内
国道の渋滞が心配されます。

【おわりに】

議会あいさつでもたびたび触れさ
せていただいています。阿智高等学校
の件ですが、本年の志願者も
存続を可能にする状況でありませ
ん。こうした状況を受けて学校におい
て検討の結果学習塾を開くことを決
められました。細部は今後検討し夏か
ら行うこととしています。過日の協
力会において全面的に支援していく
ことを決めました。

次に、南信州広域連合が進めてい
ます「次期ごみ処理施設建設」の件

であります。二月二十一日に開催
されました広域連合議会において基
本構想が了承されました。

一月三十・三十一日と福島県いわ
き市において「小さくても輝く自治
体フォーラムの会」主催の集会があ
り出席してきました。この集会は、
原発事故で避難を余儀なくされてい
る町村の実態を視察し一刻も早い復
興と、この事故を機に道州制導入や
自治体合併を画策していることをや
めさせることを訴えることを目的に
開催しました。前日は、原発事故で
全村民が避難を余儀なくされている、
福島第二原発のある富岡町を視察し
ました。

一部第二原発関係者だけが原発の
周辺にいただけで、行きかう人もい
ない町は、田畑は雑草が茂り、住宅
は屋根が崩れ落ちたままである等
地震時のままの家が連なっています。
取るものもとりあえず避難を開始し
た状況がそこにありました。

富岡、浪江両町長による現地報告
をお聞きしましたが、お二人とも、
今回の事故は人災で初期避難等は情
報がない中で、テレビ報道によつて

町長の責任で行わなくてはならなかつ
たと国と東京電力の対応のまずさに
怒りをもつてお話しされました。

今後についても、除染が何年かか
るかわからない中で町民の気持ちを
引きとめ、町をどう維持していくの
か、町民の中に生まれてきた意識の
分断にどう対応するのか等胸中を話
されました。浪江町長は、役場も四
回移転し、全国六百二十余の自治体
に町民が避難しており、「要介護一」
と「要介護二」が二・五倍になって
いること、震災関連死が二百三十人
に及んでいると話され、五年以上は
町に戻りで生活することはできない
のではといわれました。最後に、「福
島の復旧・復興は、まだまだ途中で
あると叫びたい。福島のことを風化
しないように、全国からぜひ声をあ
げてほしい」と結びました。

私は改めて原子力発電所の事故は、
普通の災害と異質のものでありこう
したりスクの上に我々の暮らしがあつ
たことに嫌悪感を持つと同時に、ど
んな理由があつても出口に保証のな
い原子力発電所はこの狭い日本では
つくってはならないと強く感じてき

ました。

建築中であつた「満蒙開拓平和記
念館」が竣工し、四月二十四日に県
知事も出席され竣工式が開催される
ことになりました。多くの皆さんが
長年建設に尽力された結果完成した
ことは大変めでたいことでもあります。
山本慈昭さんの資料も展示に加えら
れることになりました。開館後は、記
念館建設の趣旨である、過去の歴史
の過ちを再び繰り返すことのないよ
う真実の語り部となると同時に、子
供たちに平和の尊さをしっかりと伝
える館として多くの皆さんが訪れら
れることを期待するものであります。

今、下町の町の中に、小公園があつ
くられております。名誉村民である
後藤正さんが、自分の生家の隣の用
地に憩いの場として小公園をつくら
ていただいております。周辺の旧街
並みを残したいという皆さんの願
いに応えていたという皆さんの願
い。私たちが住み続けたいと思う地域が、
人もまた訪れてみたいと思うところ
であります。そんな村をめざして新
年度もみんなで力を合わせて楽しく
村づくりを進めましょう。

村が行う補助制度を紹介します (平成25年度版)

平成25年度に村が行う補助制度等の概要をお知らせします。各補助制度の手続き方法や詳細な内容は各担当課までお問い合わせ下さい。

担当課	補助制度名	内 容	備 考
総務課 (消防防災係)	阿智村耐震 診断事業	【対 象】 木造住宅の(精密・簡易)耐震診断の費用	阿智村診断士による 耐震診断事業実施要 綱
		【補助額】 全額補助(無料)	
		【条 件】 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 木造在来工法の住宅、長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅	
総務課 (消防防災係)	阿智村耐震 リフォーム事業	【対 象】 木造住宅の耐震リフォーム工事費	阿智村耐震リフォー ム事業補助金交付要 綱
		【補助額】 耐震改修工事の1/2以内上限50万円。条件が合えば上乗せ有り。	
		【条 件】 阿智村に住所を有し、住宅の所有者。村税等の未納がない方で、村内業者を利用	
民生課 (福祉係)	介護者休養 支援事業	【対 象】 家庭で要介護度3以上の高齢者等を半年以上介護している方	阿智村家庭介護者休 養支援事業実施要綱
		【補助額】 年間12万円分の利用券(マッサージ、入浴、代替介護等のサービスに利用できます)	
		【条 件】 該当者に利用券を交付	
民生課 (福祉係)	緊急通報体制等 整備事業	【対 象】 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、電話をかけることが困難な世帯	介護予防・地域支え 合い事業実施要綱
		【補助額】 通報装置の設置	
		【条 件】 地区の民生委員を通じて交付申請が必要、利用料月額200円が必要	
民生課 (福祉係)	阿智村 介護扶助金等 交付事業	介護保険サービスを利用している方の自己負担額を扶助します。	阿智村介護扶助金等 交付要綱
		【対 象】 介護保険の在宅サービスを利用している方	
		【補助額】 本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で扶助	
民生課 (福祉係)	家族 介護支援事業 (介護用品支給)	【対 象】 要介護度4・5で在宅サービスを利用している方を介護している家族	介護予防・地域支え 合い事業実施要綱
		【補助額】 【補助額】紙おむつなどの介護用品代を年間75,000円まで補助	
		【条 件】 【条 件】住民税非課税世帯	
民生課 (福祉係)	阿智村生活支援 住宅改修費補助 事業	【対 象】 要介護認定を受けていない65歳以上の方	阿智村生活支援住宅 改修費補助金交付要 綱
		【補助額】 改修費の9割補助、ただし上限額は20万円(住宅改修費の対象は介護保険制度と同様)	
		【条 件】 住民税非課税世帯で村税等の未納がない方	
民生課 (福祉係)	介護保険	介護保険を利用している方には、高額介護サービス費や住宅改修費・福祉用具購入費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課福祉係(電話43-2220)までお問い合わせください。	介護保険法

担当課	補助制度名	内 容		備 考
民生課 (福祉係)	高齢者等交通サービス事業	【対 象】	65歳以上一人暮らし・寝たきり・高齢者世帯、身体障害者手帳2級以上、療育手帳A1、A2の方、精神障害者手帳2級以上で交通手段のない方	阿智村福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱
		【補助額】	役場からの距離によりタクシー利用券を交付	
		【条 件】	地区の民生委員を通じて交付申請が必要	
民生課 (福祉係)	高齢者・障がい者にやさしい住宅改修事業	【対 象】	①高齢者：65歳以上で要介護認定をうけた方のうち、前年の所得税額が8万円以下の世帯 ②障害者：65歳未満の身体障害者手帳1～3級所持者で前年の所得税額が8万円以下の世帯 ※身体障害者手帳4～6級の方は独居が常時介護する人がいないなど特別な支援が必要な方	地域福祉総合助成金交付事業
		【補助額】	70万円まで	
		【条 件】	対象者の方の身体状況、居住環境、家族との関係及び世帯の事情を総合的に考慮して決定します。	
民生課 (福祉係)	補装具費支給	障害者手帳の内容に応じ、補装具を給付します。		障害者総合支援法
		【対 象】	身体障害者手帳お持ちの方、難病の認定を受けている方	
		【補助額】	基準額の原則9割	
民生課 (福祉係)	日常生活用具の支給	在宅の重度障害者の方に日常生活用具を給付します。		阿智村日常生活用具給付事業実施要綱
		【対 象】	身体障害者手帳1～2級及び3級4級の一部、難病の認定を受けている方	
		【補助額】	基準額の原則9割	
民生課 (福祉係)	障害者自立支援扶助金	障害福祉サービスを利用されている方の自己負担額を扶助します。		阿智村介護扶助金等交付要綱
		【対 象】	障害福祉サービスを利用されている方	
		【補助額】	本人の収入により2割・5割・8割のいずれかの割合で扶助	
民生課 (福祉係)	児童医療費等助成事業	医療保険適用外の治療及び自立支援法等の適用外となる補装具を装用する児童について、治療に要した費用・補装具の購入費を助成します。		阿智村児童医療費等助成事業実施要綱
		【対 象】	18歳未満で医師の診断により、保険適用外の治療又は補装具の装用が必要とされている方	
		【補助額】	治療費は7割(ただし、年間50万円を限度とする)補装具は基準額の原則9割	

担当課	補助制度名	内 容		備 考
民生課 (福祉係)	小児慢性疾患等 通院交通費等 助成事業	飯田下伊那地域の医療機関では治療ができないために、遠方の医療機関に通院する児童・保護者の通院費用について助成します。		阿智村福祉タクシー 利用料金助成事業実 施要綱
		【対 象】	18歳未満の児童で育成医療給付事業または小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者	
		【補助額】	有料道路通行料・電車バス賃の5割（年間5万円を限度とする）	
	【条 件】	障害者手帳による割引や他の助成を受けることができる場合は対象になりません。		
民生課 (福祉係)	軽度中等度 難聴児補聴器 購入助成	【対 象】	18歳未満で、両耳の聴力レベルが70dB未満で身体障害者手帳の交付対象外の方。専門医により補聴器の装用が必要と診断されている方	地域福祉総合助成金 交付事業
		【補助額】	基準額又は実際の購入費のいずれか低い額の3分の2	
		【条 件】	所得制限あり	
民生課 (福祉係)	その他	上記以外にも、障がい者・障がい児の方を対象とした補助制度があります。対象者や条件などは障がいの内容や状況によって異なるため掲載しきれませんが、何かお困りのことなどありましたら、民生課福祉係（電話43-2220）までお問い合わせください。		
民生課 (福祉係)	出産祝金	【対 象】	阿智村に住所を有する方で平成20年4月1日以降に出産した方	阿智村出産祝金 給付事業実施要綱
		【補助額】	1子につき5万円	
		【条 件】	支給申請が必要	
民生課 (福祉係)	児童手当	15歳以下の子を養育している方を対象に児童手当を支給します。申請が必要ですので、詳しくは民生課児童手当担当（電話43-2220）までお問い合わせください。		児童手当法
民生課 (福祉係)	ホームヘルパー 研修受講 支援事業	【対 象】	ホームヘルパー養成講座初任者研修（2級課程）を受講終了したとき	阿智村訪問介護員 (ホームヘルパー)研修 受講支援補助金交付 要綱
		【補助額】	受講料の半額を助成 限度額4万円	
		【条 件】	補助金交付申請が必要	
民生課 (保健係)	福祉医療費	【対 象】	乳幼児等（乳児から高校生世代まで）、障がい者、母子・父子家庭の親子	阿智村福祉医療費 支給条例
		【補助額】	レセプト1件あたり300円を控除した額	
		【条 件】	一部所得制限あり、受給者証の交付申請が必要	
民生課 (保健係)	後期高齢者医療 人間ドック・ 脳ドック補助	【対 象】	長野県後期高齢者医療の被保険者	阿智村後期高齢者 健康診査事業補助金 交付要綱
		【補助額】	検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円	
		【条 件】	補助金交付申請が必要	
民生課 (保健係)	後期高齢者医療 制度	高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係（電話43-2220）までお問い合わせください。		高齢者の医療の確保 に関する法律

担当課	補助制度名	内 容		備 考
民生課 (保健係)	国民健康保険 人間ドック・ 脳ドック補助	【対 象】	阿智村国民健康保険の被保険者	阿智村国民健康保険 健康診査事業補助金 交付要綱
		【補助額】	検査料金の10分の7以内、ただし上限額は3万円	
		【条 件】	補助金交付申請が必要	
民生課 (保健係)	国民健康保険 特定健診補助	【対 象】	阿智村国民健康保険の被保険者で40～74歳までの方	阿智村国民健康保険 健康診査事業補助金 交付要綱
		【補助額】	上限額は1,500円	
		【条 件】	補助金交付申請が必要	
民生課 (保健係)	国民健康保険		高額療養費や補装具などを購入した際に療養費を支給します。また、子どもが生まれたときには出産育児一時金、被保険者の方が亡くなったときには葬祭費を支給します。申請が必要ですので詳しくは民生課保健係（電話43-2220）までお問い合わせください。	国民健康保険法
民生課 (保健係)	不妊症の 治療費補助	【対 象】	阿智村に住所を有する夫婦	芽ばえ支援事業実施 要綱
		【補助額】	申請年度に要した治療費の2分の1以内、ただし上限額は15万円	
		【条 件】	不妊症に係わる保険外適用の治療や検査が対象、補助金交付申請が必要	
民生課 (健康増進係)	トリプルA サポート事業	【対 象】	阿智村民で構成する地域において自主的に健康づくりを実施する団体	トリプルAサポート 事業補助要綱
		【補助額】	指導料実費（1回につき5,000円を限度）年間12回まで	
		【条 件】	他の補助金等が交付されている団体は除く、補助金交付申請が必要	
民生課 (保健師)	妊婦健康診査 補助	【対 象】	阿智村に住所を有し、母子手帳の交付を受けた方	阿智村妊婦健康診査 補助事業実施要綱
		【補助額】	妊婦健診に要した費用、ただし上限額15,440円	
		【条 件】	基本14回、追加5回、超音波4回分。里帰り出産等で受診券を使用しなかった方は補助金交付申請が必要。	
民生課 (保健師)	インフルエンザ 予防接種	【対 象】	①阿智村に住所を有する65歳以上の方。 ②阿智村に住所を有し、60歳以上で厚生労働省に定めのある方。 ③阿智村に住所を有し、月齢6ヶ月以上中学3年生以下の方。	阿智村インフルエンザ 予防接種事業実施要 綱
		【補助額】	上記①と②は、当該年度1回まで、医師会の定める料金から2,000円を控除した額。 ③のうち13歳未満は当該年度2回まで、接種料から1回目は2,000円を、2回目は1,000円を控除した額。13歳以上は、当該年度1回まで、接種料から2,000円を控除した額。	
		【条 件】	指定以外の医療機関で接種した場合は、補助金交付申請が必要。	
民生課 (保健師)	肺炎球菌ワクチ ン予防接種	【対 象】	阿智村に住所を有する75歳以上の方	長野県後期高齢者医 療広域連合市町村特 別対策広報等事業交 付金交付要綱
		【補助額】	ワクチン接種費用の一部として5,000円	
		【条 件】	接種前に役場民生課で問診票をお受け取りください	

担当課	補助制度名	内 容		備 考
地域経営課 (定住促進係)	若者定住促進 のための 住宅新增改築等 支援金	【対 象】	40歳以下で、本村に定住のための住宅を新增改築する若者、住宅用地を取得する若者及び空き家を取得する若者	若者定住促進のための住宅新增改築等支援金交付要綱
		【補助額】	新築 限度額120万円 増改築 限度額70万円 宅地・空き家取得 限度額 100万円	
		【条 件】	阿智村で定住目的に住宅を新增改築する者 増改築費用が300万円以上の者 住宅用地を200㎡以上取得した者 その他 交付要件あり	
地域経営課 (定住促進係)	集落定住者維持 のための 住宅新增築 支援金	【対 象】	41歳以上50歳以下で、本村に定住のための住宅を新增築する者、住宅用地を取得する者及び空き家を取得する者 集落維持活動支援金交付要綱の対象集落（役場より1.5km以上離れ、高齢化率が40%以上の集落）へ定住しようとする者	集落定住者維持のための住宅新增築支援金交付要綱
		【補助額】	新築 限度額100万円 増築 限度額50万円 宅地・空き家取得 限度額 100万円	
		【条 件】	阿智村で定住目的に住宅を新增築する者 増築費用が300万円以上の者（内部改修については対象外） 住宅用地を200㎡以上取得した者 その他 交付要件あり	
地域経営課 (定住促進係)	ぬくもりの 田舎暮らし 推進事業補助金	【対 象】	阿智村空き家情報活用制度要綱に基づいて、空き家登録をした空き家の所有者へ交付し、空き家内の簡易な改修、不必要な物の処理等に関する経費が対象	ぬくもりの田舎暮らし推進事業補助金交付要綱
		【補助額】	限度額 20万円	
		【条 件】	同一の建物について1回のみ補助	
地域経営課 (定住促進係)	1ターン 受け入れ集落 支援金	【対 象】	村外からの移住者を迎え入れた集落に対して集落支援金を交付	1ターン受け入れ集落支援金交付要綱
		【補助額】	迎え入れた集落に対し 限度額5万円を交付	
		【条 件】	役場より1.5km以上離れ、高齢化率が40%以上の集落	
地域経営課 (商工観光政策係)	住宅リフォーム 促進事業補助金	【対 象】	村内の自ら居住する住宅（居住部分）のリフォーム	阿智村住宅リフォーム促進事業補助金交付要綱
		【補助額】	工事費用20万円以上のリフォームに対して10万円	
		【条 件】	村内事業者の工事が対象	
地域経営課 (商工観光政策係)	雇用奨励補助金	【対 象】	村内の事業者	阿智村雇用奨励補助金交付要綱
		【補助額】	事業者に対して新卒者一人当たり25万円	
		【条 件】	阿智村内在住の新卒者を6ヶ月以上雇用した場合	
地域経営課 (環境政策係)	住宅用太陽光 発電システム 設置補助金	【対 象】	村内の住宅や事業施設等	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱
		【補助額】	設置するシステムの最大出力1kwあたり5万円を補助する（上限20万円）	
		【条 件】	太陽光発電システムを設置する場合	

担当課	補助制度名	内 容		備 考
地域経営課 (環境政策係)	環境にやさしい 住宅設備 導入補助金	【対 象】	村内の住宅や事業施設等	阿智村環境にやさしい 住宅設備導入補助金 交付要綱
		【補助額】	木質バイオマス燃料を利用する設備 ・薪ストーブ、ボイラー ・ペレットストーブ、ボイラー 太陽熱温水器(分離型・一体型) の導入に対して、導入に係る費用の1/3を補助 (設備ごと上限額あり)	
		【条 件】	上記設備を導入する場合	
地域経営課 (環境政策係)	阿智村 放射線測定検査 費用補助金	【対 象】	村内の団体(自治会、保護者会、その他)	阿智村放射線測定 検査費用補助金 交付要綱
		【補助額】	1検体あたり5,250円を補助する。	
		【条 件】	公的検査機関で放射線測定検査を行う場合	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	村単 土地改良事業 ほ場整備事業	【対 象】	田、畑	阿智村土地改良事業 補助金交付要綱
		【補助額】	工事費の60%以内で10a当り30万円以内	
		【条 件】	ほ場面積が0.2ha以上	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	村単 土地改良事業 かんがい排水事業	【対 象】	井水組合(2戸以上)	阿智村土地改良事業 補助金交付要綱
		【補助額】	資材、重機使用料の80%以内で1箇所30万円以 内	
		【条 件】	集落内の用排水路で共有して使用するもの	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	村単 土地改良事業 農道等整備事業	【対 象】	集落内の村道、農道、林道等	阿智村土地改良事業 補助金交付要綱
		【補助額】	資材、特殊作業人夫賃、重機使用料の80%以内で 50万円以内	
		【条 件】	集落内の1.5m以上で共同で使用する道路の改良(側 溝整備含む)及び簡易舗装等	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	村単 土地改良事業 暗渠排水事業	【対 象】	田、畑	阿智村土地改良事業 補助金交付要綱
		【補助額】	1団地0.1ha以上の資材費、重機使用料の80% 以内で25万円以内	
		【条 件】	湧水等により作物及び作業効率に支障のある農用 地	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	村単 災害復旧事業 災害復旧自営工事	【対 象】	田、畑、農業用施設	阿智村土地改良事業 補助金交付要綱
		【補助額】	資材費、重機使用料、特殊作業人夫賃の90%以内 で40万円未満	
		【条 件】	法の対象となる災害原因による農地、又は農業用 施設災害	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	道路用地 地元補助	【対 象】	地元(自治会等)	村道新設改良及び 維持管理規程
		【補助額】	地目により固定資産税評価額を基準に算定	
		【条 件】	道路用地として土地等を提供していただいた所有 者に対して地元(自治会等)が補償した場合	
ふるさと 整備課 (管理建設係)	日陰地等 立木補償	【対 象】	地元(自治会等)	村道新設改良及び 維持管理規程
		【補助額】	長野県が定める補償基準額の1/2以内	
		【条 件】	村道の維持管理及び交通安全上支障となる立木を 地元(自治会等)で伐採したもの	

担当課	補助制度名	内 容		備 考
ふるさと整備課 (管理建設係)	地元除雪費補助	【対 象】	除雪機械の使用料(燃料、人工含む)	阿智村地元施工除雪費補助金交付要綱
		【補助額】	村長が1時間あたりに定めた金額	
		【条 件】	地元(自治会等)が共同して行う道路の除雪に要する経費	
ふるさと整備課 (管理建設係)	がけ地防災対策工事補助	【対 象】	崩壊により居住建築物に被害が及び恐れがあるがけ地のがけ崩れ防止対策工事	阿智村がけ地防災対策工事補助金交付要綱
		【補助額】	工事費の10分の8以内、限度額50万円	
		【条 件】	がけ地防災対策工事補助金交付申請が必要	
ふるさと整備課 (林務係)	森林造成推進事業	【対 象】	森林所有者	阿智村林業振興事業補助金交付要綱
		【補助額】	個人負担分の1/3を補助。	
		【条 件】	森林経営計画が樹立された森林であること	
ふるさと整備課 (林務係)	有害動植物防除対策事業	【対 象】	集落・農業者団体等	阿智村林業振興事業補助金交付要綱
		【補助額】	電気柵やトタンによる有害獣の防除対策に要する経費を1/2補助 事業費上限 個人：15万円 団体：30万円	
		【条 件】	共同設置を原則とする	
ふるさと整備課 (林務係)	松くい虫防除対策事業	【対 象】	松所有者	阿智村林業振興事業補助金交付要綱
		【補助額】	薬剤購入費1/2(千円未満切捨て)	
		【条 件】	1箇所の事業費上限5万円	
ふるさと整備課 (林務係)	地元施行支障木伐採等事業	【対 象】	集落又は自治会が行う、補助対象とならない防災上危険な松枯損木等の伐採にかかる経費	阿智村地元施行支障木伐採等補助金交付要綱
		【補助額】	対象経費の5/10(上限20万円)	
		【条 件】	集落又は自治会と所有者が伐採等に合意していること	
ふるさと整備課 (林務係)	造林作業路開設事業	【対 象】	森林所有者、森林組合、生産森林組合	阿智村林業振興事業補助金交付要綱
		【補助額】	事業費の5/10以内 上限15万円	
		【条 件】	林内作業車が走行できる幅1.5m以上の作業路開設	
ふるさと整備課 (林務係)	竹林整備事業	【対 象】	竹林所有者	阿智村林業振興事業補助金交付要綱
		【補助額】	3,000円/10a	
		【条 件】	竹の間隔はおおむね1mとし、間伐した竹は全て竹林から搬出すること	
ふるさと整備課 (林務係)	有害駆除従事者資格取得等補助金	【対 象】	新規に狩猟免許を取得した者。有害駆除従事のための資格講習を受けようとする狩猟免許所持者	阿智村有害駆除従事者資格取得等補助金交付要綱
		【補助額】	新規取得者：手数料納付額 狩猟免許所持者：領収書記載の額	
		【条 件】	有害駆除従事者の意思があること	
ふるさと整備課 (廃棄物対策係)	阿智村廃棄物集積施設設置事業	【対 象】	1部落以上の集落単位(1部落・複数部落でも対象)で設置する紙製容器包装・ペットボトル等の資源回収施設	阿智村廃棄物集積施設設置事業補助金交付要綱
		【補助額】	事業費の2分の1以内、補助金の上限金額は20万円	
		【条 件】	おおむね3.3㎡以上の面積を有する施設	

担当課	補助制度名	内 容		備 考
協働活動 推進課 (協働活動係)	自治会活動 支援金		自治会の活動に要する経費の一部について支援する他、正副会長活動経費、自治会が行うモデル的 事業への経費支援、事務局的活動支援、美しいふるさとづくり事業などの制度があります。詳しく は協働活動推進課協働活動係までお問い合わせ下さい。	自治会活動支援金交付要綱
協働活動 推進課 (協働活動係)	村づくり委員会 事業支援金	【対 象】	村づくり委員会事業を行う5名以上の村民の組織	21世紀村づくり委員会 事業支援金交付要綱
		【補助額】	予算の範囲内で支援	
		【条 件】	研究及び研修に要する経費	
協働活動 推進課 (協働活動係)	集落維持活動 支援金	【対 象】	集落の住民が自ら集落の再生、維持のために行う 事業	集落維持活動支援金 交付要綱
		【補助額】	対象経費の2/3を上限	
		【条 件】	高齢化率が40%以上の集落/役場より1.5キロメートル以上	
協働活動 推進課 (協働活動係)	部落集会所等 新築・増築 改修事業補助金	【対 象】	1 部落以上の集落単位	阿智村部落集会所等 新改築事業補助金交付要綱
		【補助額】	・新築の場合 20戸まで 700万円～ 80戸超 1,000万円(上限) ・改修の場合 事業費の1/2(上限130万円) (集落維持活動支援金対象集落2/3)	
		【条 件】	共同利用することを目的とした集会施設	
協働活動 推進課 (協働活動係)	地域広場設置 事業補助金	【対 象】	1 部落以上の集落単位が用地を確保し広場の設置 及び管理運営する施設	地域広場設置事業補 助金交付要綱
		【補助額】	事業費の1/2以内 上限50万円	
		【条 件】	1 施設の面積は330㎡以上	
教育委員会 (学校教育係)	就学援助制度	【対 象】	経済的な理由によって就学が困難な小中学校の児 童生徒の保護者	要保護児童生徒援助 費補助金及び特別支 援教育就学奨励費補 助金交付要綱
		【補助額】	就学上必要な経費の一部を援助する	
		【条 件】	保護者の所得等により認定	
教育委員会 (学校教育係)	特別支援教育 就学奨励費	【対 象】	小・中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保 護者	要保護児童生徒援助 費補助金及び特別支 援教育就学奨励費補 助金交付要綱
		【補助額】	家庭の経済状況等に応じ、就学上必要な経費の一 部を援助する	
		【条 件】	所得制限あり	
教育委員会 (学校教育係)	心身に 障害を有する 児童生徒に係る 通学費補助金	【対 象】	心身の障害により村外の学校への通学が必要な児 童生徒の保護者	心身に障害を有する児 童生徒に係る通学費 補助金交付要綱
		【補助額】	通学に要する交通費を一部補助	
		【条 件】	心身の障害に特別な事情があると、阿智村教育委 員会が認めた児童生徒	
教育委員会 (学校教育係)	入学資金 貸与制度	【対 象】	高等学校、短大、大学等に進学しようとする者	阿智村入学資金貸与 条例
		【補助額】	入学時の一時に必要な資金について貸与する	
		【条 件】	所得制限あり	
教育委員会 (公民館)	阿智村 文化イベント 補助金	【対 象】	団体	阿智村文化イベント 補助金交付要綱
		【補助額】	文化交流事業に要する経費について、予算の範囲 内で補助金対象事業費の2分の1以内	
		【条 件】	村民一般に対する文化イベント事業	

担当課	補助制度名	内 容		備 考
ふるさと整備課 (農政係)	遊休荒廃農地 対策事業	【対 象】	(復旧) 集落または団体 (復活) 団体または個人	阿智村農業振興事業 補助金交付要綱
		【補助額】	(復旧) 3万円/10a (復活) 10万円/10a以内	
		【条 件】	復旧計画に基づく農産物の耕作に要する経費や 抜根・刈り払い等、農地の復旧・復活のための 経費の一部 (復旧) 5a以上で5年間耕作すること (復活) 1a以上で5年間耕作すること	
ふるさと整備課 (農政係)	新規就農者 支援事業	【対 象】	村内、もしくは新たに村内に住居を設け居住する者	阿智村新規就農者 支援資金貸付要綱
		【補助額】	(1ターン) 120万円以内【月額10万円以内】 (Uターン) 60万円以内【月額 5万円以内】	
		【条 件】	45歳以下かつ、新規に就農する者で3年以内に認定農業者になろうとする者	
ふるさと整備課 (農政係)	有害獣大規模 防護柵設置事業	【対 象】	設置の条件を満たして防護柵設置後の維持管理ができる地区	阿智村有害獣大規模 防護柵設置要綱
		【補助額】	大規模防護柵の設置	
		【条 件】	3戸以上、0.5ha以上	
ふるさと整備課 (農政係)	振興作物栽培者 支援事業	【対 象】	阿智村産の完熟堆肥(あち有機いきいき)を利用する有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興事業 補助金交付要綱
		【補助額】	雨よけハウスの資材費、種苗費、堆肥購入費の一部(原則 事業費の1/2以内で100万円以下)	
		【条 件】	村の推進する振興作物を販売目的で新規栽培に取り組む場合	
ふるさと整備課 (農政係)	特産品産地形成 振興事業	【対 象】	有機活用農業振興会員、産業振興公社	阿智村農業振興事業 補助金交付要綱
		【補助額】	毎年種苗費の1/2	
		【条 件】	村内加工業者の需要が高い特産品の原料(加工トマト、菊芋)	
ふるさと整備課 (農政係)	大豆・そば生産 振興事業	【対 象】	大豆・そばを販売する農家	阿智村農業振興事業 補助金交付要綱
		【補助額】	価格補てん(1kg当たり150円)	
		【条 件】	出荷先は村の指定した業者	
ふるさと整備課 (農政係)	果樹農業経営 助成事業	【対 象】	農協、農業者等	阿智村農業振興事業 補助金交付要綱
		【補助額】	村長の定める額	
		【条 件】	災害時に対応できる共済加入に係る経費の負担(掛金の20%以内)や、凍霜害対策資材など果樹生産農家の経営の安定を図るための経費を補助	
ふるさと整備課 (農政係)	畜産環境 整備事業	【対 象】	畜産農家	阿智村農業振興事業 補助金交付要綱
		【補助額】	予算の範囲内で補助	
		【条 件】	畜産の環境改善を行うための畜舎消毒、糞尿対策、河川汚染防止等これらの整備に要する経費	

平成25年度 村づくりの重点施策と予算概要

平成25年度予算は、地域経済が縮小する状況の中、持続可能な地域づくりに資することを念頭に編成しました。山間地域を中心に人口の減少は続き、少子高齢化が一層進んできました。村内全ての集落が存続すること、住民の皆さんが住んで良かった、住み続けたいと思える村づくりのため、下記事項に重点を置いた予算を目指しました。

- ・ 自立的な地域経済づくり
- ・ 定住者支援
- ・ 住み続ける魅力ある環境づくり
- ・ 減災対策

25年度当初予算 52億4000万円 （前年比6億5000万円、14.2%増）
 24年度当初予算 45億9000万円

各会計の予算

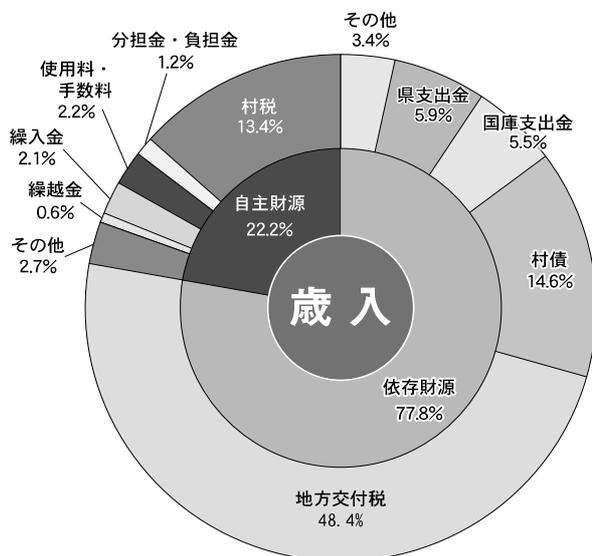
（単位：万円）

会 計 区 分	25年度予算額	24年度予算額	予算の比較	前年比（%）	
一 般 会 計	52億4,000万円	45億9,000万円	6億5,000万円	14.2	
特 別 会 計	国民健康保険事業	6億7,102万円	6億2,579万円	4,523万円	7.2
	国民健康保険直診	9,558万円	9,951万円	△393万円	△3.9
	水道事業	2億1,200万円	2億1,337万円	△137万円	△0.6
	下水道事業	2億3,495万円	2億9,959万円	△6,464万円	△21.6
	農業集落排水	1億348万円	1億2,278万円	△1,930万円	△15.7
	介護保険	7億8,676万円	7億8,745万円	△69万円	△0.1
	後期高齢者医療	6,219万円	6,299万円	△80万円	△1.3
	特別会計合計	21億6,598万円	22億1,148万円	△4,550万円	△2.1
合計	74億598万円	68億148万円	6億450万円	8.9	

○一般会計歳入

(単位：万円、%)

款	本年度予算額	増減額	増減率
村 税	7 億 317	870	1.3
地 方 譲 与 税	5,500	0	0.0
利 子 割 交 付 金	140	0	0.0
配 当 割 交 付 金	50	0	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10	0	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,850	0	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	600	0	0.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	900	0	0.0
地 方 特 例 交 付 金	200	△ 700	△ 77.8
地 方 交 付 税	25 億 3,300	0	0.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	0	0	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	6,202	1,270	25.8
使 用 料 及 び 手 数 料	1 億 1,785	156	1.3
国 庫 支 出 金	2 億 8,640	4,207	17.2
県 支 出 金	3 億 718	△ 400	△ 1.3
財 産 収 入	6,785	121	1.8
寄 附 金	0	0	0.0
繰 入 金	1 億 929	2,874	35.7
繰 越 金	3,000	0	0.0
諸 収 入	1 億 1,444	△ 1,078	△ 8.6
村 債	7 億 6,630	5 億 7,680	304.4
合 計	52 億 4,000	6 億 5,000	14.2



歳入

○村税

村民税個人分、法人分において前年度実績から 791 万円の増と見込みました。

○地方交付税

前年度の交付額を参考とし、同額を見込んであります。

○繰入金

基金の繰入金を中之橋架替事業に 4,900 万円、分譲住宅用地造成事業に 3,696 万円を計上しています。

○村債

今年度の大きな事業では防災行政無線デジタル化事業に 4 億 3,650 万円、臨時財政対策債に 1 億 3,200 万円、定住促進住宅建設事業に 5,930 万円を計上しています。

歳出

○物件費

今年度は全村地形図作成事業に 3,740 万円、固定資産基礎資料作成、状況類似作成事業に 1,006 万円など委託事業が増加しています。

○建設事業費

防災行政無線デジタル化事業、中之橋架替事業、大規模防護柵設置事業などが予定されており、建設事業が比較的少なかった前年度より約 6 億 8,000 万円の増となっています。

○公債費

繰上償還の効果などにより 9,266 万円の減額となっています。

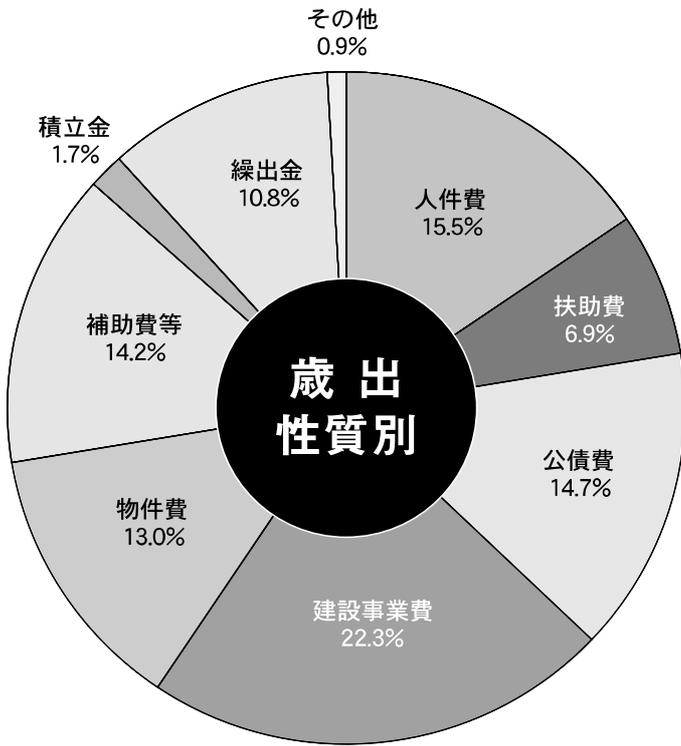
○繰出金

下水道特別会計、農集排特別会計への繰出金の減少により 5,403 万円の減額となっています。

村税

(単位：万円、%)

税 目	本年度予算額	増減額	増減率
個 人 住 民 税	2 億 206	357	1.8
法 人 住 民 税	3,939	433	12.4
固 定 資 産 税	3 億 5,979	55	0.2
軽 自 動 車 税	1,951	33	1.7
た ば こ 税	3,603	11	0.3
入 湯 税	4,639	△ 19	△ 0.4
計	7 億 317	870	1.3

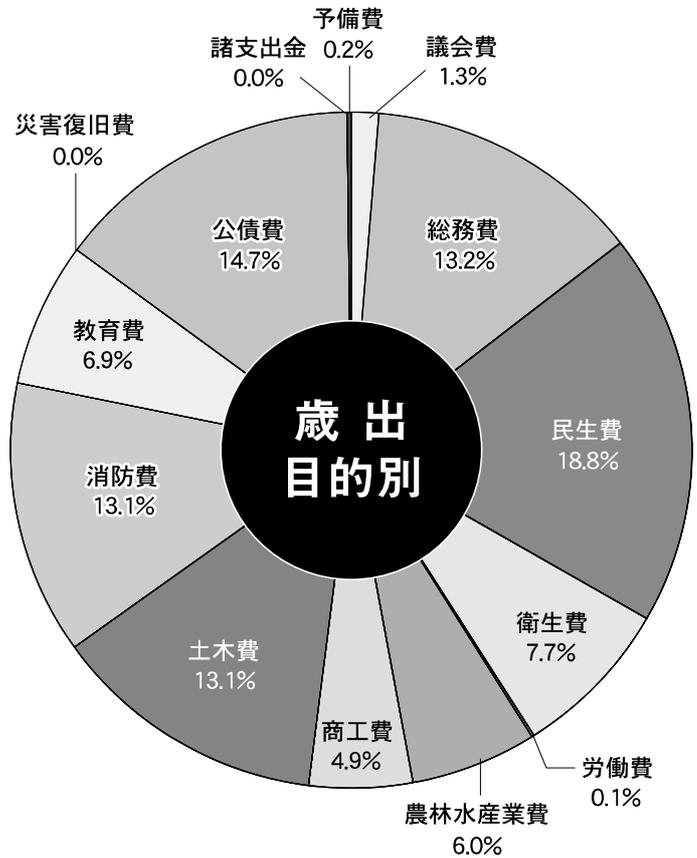


○一般会計歳出 (性質別) (単位：万円、%)

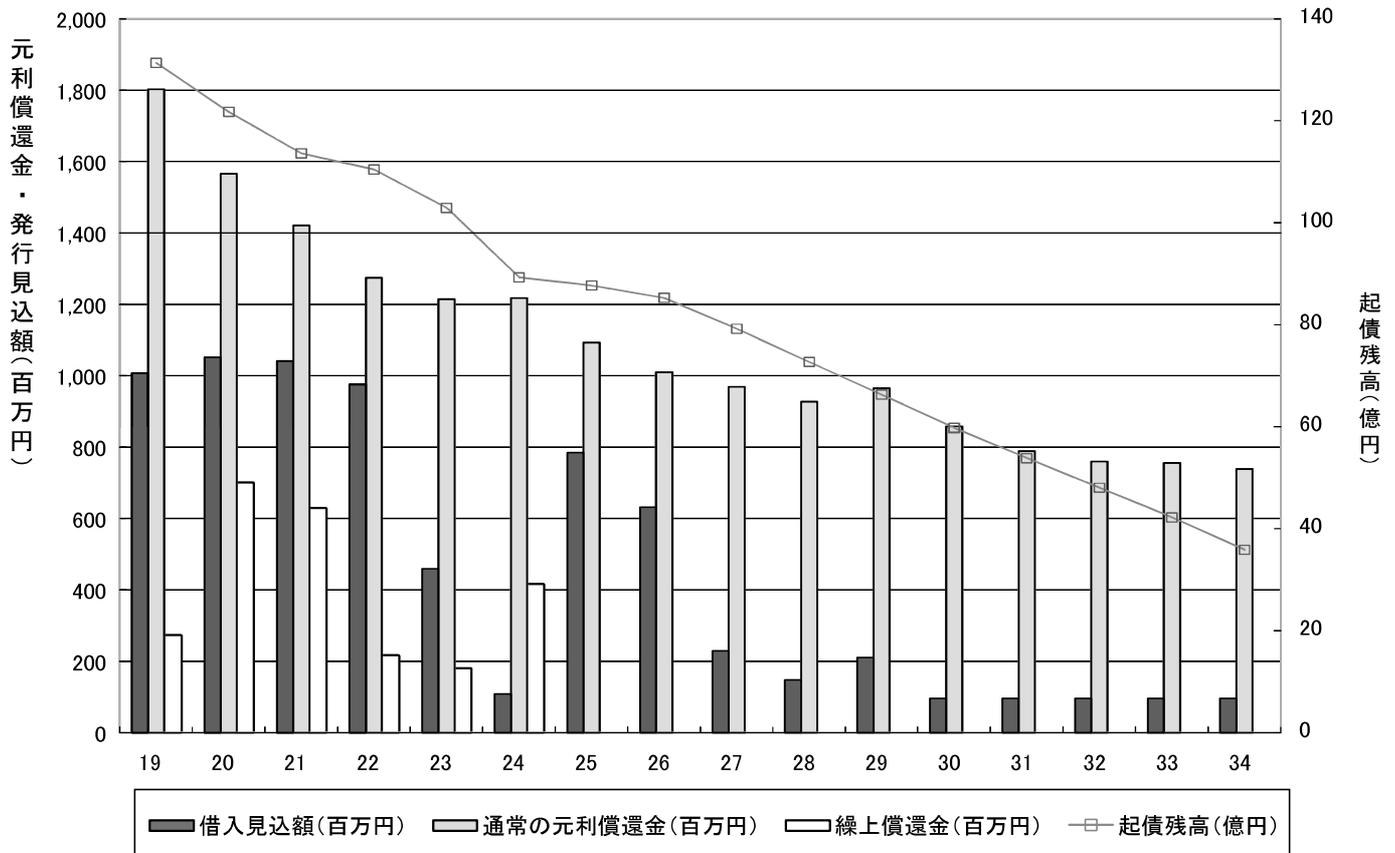
款	本年度予算額	増減額	増減率
人件費	8億1,318	693	0.9
扶助費	3億6,184	2,297	6.8
公債費	7億6,933	△9,266	△10.7
建設事業費	11億6,823	6億8,625	142.4
物件費	6億8,328	7,643	12.6
補助費等	7億4,591	259	0.3
積立金	8,950	△73	△0.8
繰出金	5億6,428	△5,403	△8.7
その他	4,445	225	5.3
合計	52億4,000	6億5,000	14.2

○一般会計歳出 (目的別) (単位：万円、%)

款	本年度予算額	増減額	増減率
議会費	6,627	△1,483	△18.3
総務費	6億9,137	829	1.2
民生費	9億8,626	4,922	5.3
衛生費	4億226	△287	△0.7
労働費	339	△100	△22.8
農林水産業費	3億1,440	300	1.0
商工費	2億5,810	△812	△3.1
土木費	6億8,747	2億986	43.9
消防費	6億8,914	4億7,742	225.5
教育費	3億6,201	2,169	6.4
災害復旧費	0	0	0.0
公債費	7億6,933	△9,266	△10.7
諸支出金	0	0	0.0
予備費	1,000	0	0.0
合計	52億4,000	6億5,000	14.2



起債残高と元利償還金の推移(見込み)



○基金残高の見込み

(単位：万円)

	23	24
一般会計	46億1,152万円	49億5,154万円
特別会計	6億829万円	6億1,312万円
計	52億1,981万円	55億6,466万円

